コラム - 2033 年問題

2033年問題とは、後述の具体的な事例に見るように、西暦 2033-2034年に発生する「天保暦に準ずる、いわゆる日本の『旧暦』(以下、単に旧暦と称する)で、暦月の配置が決められない」という問題である。

(1) 旧暦の朔閏配当ルール

旧暦の朔閏配当ルールは、平山清次(1912)の『日本百科大辭典』「太陰暦」の項で下記の条文に整理され、以後このルールが使われてきた。

- (一) 太陽と太陰と黄經の相等しき時刻を朔とす(定朔)。
- (二) 各宮の初點に太陽の在る時刻を中気とす(定氣)。
- (三) 暦日は京都に於ける地方眞太陽時午前零時に始まる。
- (四) 暦月は朔を含む暦日に始まる。
- (五) 暦月中冬至を含むものを十一月、春分を含むものを二月、 夏至を含むものを五月、秋分を含むものを八月とす。
- (六) 閏は中氣を含まざる曆月に置く。中氣を含まざる曆月必ずしもみな閏月とならず。

明治五年改曆以後同四十二年まで太陽曆に附して頒布したる太陰曆も亦此原則に據りたるものなり。但し第三項の日の始は明治二十年までは東京に於ける地方平均太陽時午前零時を採り、以後は中央標準時午前零時に改めたり。

ルールーは「定朔」、二は「定気」を用いることを示し、三は天保暦が不定時法であったことに由来する。 ルール四は、古来の暦法と同様に、朔閏配当が朔と中気の時刻によらず日付のみで決定されることを意味する。ルール五・六は中気と月番号との対応の条件を緩めたものである。定気の採用により中気と月番号が一対一に対応しなくなるためである。また、条文化されていないが「欠月の禁止」、つまり、

(七) 月番号に跳びがあってはならない。

ことも当然の条件である。

(2) 具体的な事例

具体的な事例として、ルール五・六がうまく機能する嘉永 4-5 年の実際の朔閏配置と、ルール五・六が破綻する 2033-2034 年の朔閏配置案を表に示して比較する。

・ 嘉永 4-5 年の場合(左)

中気と月番号は一対一に対応しないが、ルール五があるため中気のない三つ(No.3,5,8)の暦月のうち No.8 しか閏月になりえない。 1852 年の春分を含む月から夏至を含む月までは中3 か月あり、閏月は一意に No.8 の閏2 月に定まる。

・西暦 2033-2034 年の場合(右)

ルール五・六・七を同時に満たす解はない。この例ではたまたま次節の「ルール五の矛盾」と「ルール六の不完全」の両方の問題が発生するが、一般には片方の問題のみ発生することもある。

嘉永 4-5 年		
No.	朔	中気と閏月候補の暦月配置
1	1851/08/27	9/24 (秋分)
2	1851/09/25	10/24 (霜降)
3	1851/10/25	中気なし <10 月>
4	1851/11/23	11/23 (小雪), 12/22 (冬至)
5	1851/12/23	中気なし <12 月>
6	1852/01/21	01/21 (大寒), 02/19 (雨水)
7	1852/02/20	03/20 (春分)
8	1852/03/21	中気なし <閏2月>
9	1852/04/19	04/20 (穀雨)

	西暦 2033-2034 年		
No.	朔	中気と閏月候補	
1	2033/08/25	中気なし <閏7月>?	
2	2033/09/23	09/23 (秋分)	
3	2033/10/23	10/23 (霜降) 中一沙月	
4	2033/11/22	11/22 (小雪), 12/21 (冬至)	
5	2033/12/22	中気なし <閏 11 月>?	
6	2034/01/20	01/20 (大寒), 02/18 (雨水)	
7	2034/02/19	中気なし <閏正月>?	
8	2034/03/20	03/20 (春分)	
9	2034/04/19	04/20 (穀雨)	

(3) 2033年問題とは何か

2033年問題とは前節の実例のように「平山清次(1912)のルール五・六が破綻する」という問題である。 すなわち、

(五の矛盾) 二至二分を含む暦月の間隔が中1か月しかなく、

ルール五と七を同時に満たすことができないことがある。

(六の不完全) 閏月の候補となる中気を含まない暦月が複数存在し、

閏月を一意に決定できないことがある。

この両者の問題(「ルール五の矛盾」と「ルール六の不完全」)を総称して2033年問題という。

- (4) 2033 年問題は"何でない"か2033 年問題は旧暦特有の問題である。
- ・「中気と月番号が一対一に対応しない」という問題ではない

同じく定気を採用していても、中国の農暦は日本の旧暦とは異なりルール五・六を用いていない。『清 史稿』「時憲志」康熙甲子元法にある「求閏月以前後両年有冬至之月為準中積十三月者以無中気之月従前 月置閏」「一歳中両無中気者置在前無中気之月為閏」…つまり、

[時憲五] 冬至を含む月を11月とする。

[時憲六] 次の冬至まで13ヶ月ある場合、最初の中気を含まない月を閏月とする。

というルールを農暦は用いている。このため農暦では 2033 年問題は発生しない。実際、西暦 2033-2034 年の場合、ルール[時憲五]で No.1(2032 年と 2033 年の冬至を含む月の間隔は中 11 か月)、ルール[時憲 六]で No.7 が閏月の候補から除外され、閏月は一意に No.5 の閏 11 月に定まる。つまり 2033 年問題は日本の旧暦特有の問題であり、「中気と月番号が一対一に対応しない」ことがあるという定気法一般の性質だけでは起こらない。

・天保暦で"今の術語により"明文化されたわけではない

天保暦の定義文書である『新法暦書続編』巻四にはルール五のもととなった記述があるが、列挙された具体例には中気のない月が三つある例はなく、場合が尽くされていない。天保暦までは暦は幕府が統

制しており、編暦部門が提案した朔閏パターンが最終的に承認されて公式のものとなった。例外的な状況は毎年の編暦作業で都度判断すればよく、厳密な明確化の必要がなかったと思われる。旧暦の朔閏配当ルールが"今の術語により"平山清次(1912)の条文に整理されたのは、明治改暦の遥かに後、日本の頒暦への旧暦の記載が明治 42 年(1909)暦を最後に終了してからである。公的編暦部門の管理を離れた後、将来の利用を想定せず朔閏を推算・確認しないまま民間の辞典で明文化された。つまり 2033 年問題は明治改暦後の旧暦特有の問題である。

(5) 今後の課題

旧暦の朔閏ルールは平山清次(1912)の条文以外によりどころがない。このまま旧暦を使い続けると西暦 2033 年から 2034 年にかけて混乱が予想される。何らかの機関が主導しなければ 2033 年問題は解決しないと考えられる。

[文献]

平山清次(1912): 『日本百科大辭典』(第六巻)の「太陰暦」の項,三省堂出版.